

令和5年3月24日

令和5年
第2回野洲市議会定例会
決 議 書

野 洲 市 議 会

決議第 1 号

令和 5 年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議（案）

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

提出者 予算常任委員会

委員長 東郷 克己

令和5年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議（案）

この度の令和5年度野洲市病院事業会計予算には、債務負担行為として「野洲市民病院整備事業」（以下「当該事業」という。）の限度額97億5千2百万円が計上されている。当該事業は予算規模も大きく、今後の野洲市政運営においても、市民の福祉や健康増進、さらには安全安心なまちづくり推進にも、大きな影響があるものと思慮される。しかし、今議会で当該事業にかかる、基本設計から建築工事までの包括的な契約を提案する債務負担行為を含む予算案の議案が可決された後は、地方公営企業法の規定に基づき、当該事業にかかる契約の締結については議会の議決を要しないこととなっている。

この法の趣旨は充分理解するものの、野洲市民病院の整備については、今日まで本市を二分してきた重大な政策課題であり、市民の大きな関心事でもあることから、当該事業を進めるにあたっては、これまでの経緯を充分配慮し、丁寧かつ透明性をもって事業推進される必要がある。

従って、市民の負託を受ける本市議会としても、早急な新病院整備と安定した病院運営の確立、並びに将来にわたっての持続可能な病院運営が着実に実現されるよう、強く望むものである。加えて、当該事業にかかる各種設計や契約など、その事業推進上の重要な段階において、市議会での監視機能や市民に開かれた情報開示を担保する必要性もあると考える。

このため、市議会として執行部が当該事業を推進する上で、下記事項に留意し信義誠実に取り組むよう求めるものである。

記

- 1 当該事業の契約締結においては、事前に野洲市民病院整備事業特別委員会（以下「特別委員会」という。）に付し、審議及び了解を得ることに努め、本契約を進めること。
- 2 今後の当該事業推進上の特に重要な各決定段階においても、野洲市民病院整備運営評価委員会の意見を尊重するとともに、特別委員会に付し、審議及び了解を得ることに努め、その進捗を市民に明らかにして事業推進すること。
- 3 新病院開院後は、地方公営企業法にも定める通り、最大限の企業努力によって医療の質向上と健全経営に努め、市立病院としての公共福祉向上の役割を果たすこと。

以上、決議する。

令和5年3月24日